

新潟県立柏崎翔洋中等教育学校いじめ防止基本方針

本校では、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、日頃から「いじめを許さない」意識の醸成やお互いを尊重しあう人間関係の構築、いつでも誰でも相談できる体制の整備等、学校の内外を問わずいじめの未然防止に取り組みます。

また、いじめが発生した場合には、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、県・家庭・地域・関係機関等と連携して、いじめ問題の克服に取り組みます。

いじめを行った生徒への指導に当たっては、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任の重さを十分自覚させるとともに、当該生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の育成を図ります。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、いじめを認識しながらはやし立てたり面白がったりする生徒や、周辺で傍観している生徒に対しても、それがいじめに間接的に加担する行為であることを自覚させ、全ての生徒がいじめは決して許されない行為であるということを十分に理解できるよう、心の涵養に努めます。

本基本方針には、「新潟県立柏崎翔洋中等教育学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 いじめの定義及びいじめ類似行為の定義

いじめ防止対策推進法第2条

この法律において「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係※1にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされています。

※1 学校の内外を問わず、塾やスポーツクラブ等当該児童等がかかわっている仲間や集団等、当該児童等と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品を要求されたり、隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすること等を意味する。

新潟県のいじめ等の対策に関する条例第2条

この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該児童が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性^{がいぜんせい}の高いものをいう。

2 いじめの未然防止に向けて

生徒が、より良い人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壌を作るため、また生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、以下のことに努めます。

(1) いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

お互いを尊重し合い他者を思いやる心や、他とかかわりあっていくためのコミュニケーションを取る力、また集団として生活していく規範意識等を、学校教育全体を通じて育成する。

(2) いじめの未然防止教育

ア 学年・学級活動や生徒会活動を通じて生徒主体の絆づくりを行い、生徒の自己有用感や充実感が得られるようにする。

イ 情報モラル教育を行い、スマートフォンやインターネットの正しい使い方や、個人情報の取り扱いについて、正しい知識の習得を図る。

ウ 学校の取組を発信するとともに、外部の意見を取り入れ、保護者や地域と連携し、家庭地域と一体となって取組を推進する。

3 いじめの早期発見に向けて

生徒のストレスや不安について、学校教育全体を通じてアンテナを張り、サインを見落とさないようにするとともに、アンケートや教育相談を計画的に実施します。

4 いじめの解消に向けて

学校がいじめの疑いを発見したり、通報を受けたりした場合、直ちに以下の対応をします。

(1) 組織的な対応

「いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を策定し、いじめの発見からいじめの解消まで、いじめ・不登校対策委員会が中心となり、組織的に対応する。

(2) 保護者との連携

いじめを認知したら保護者に連絡を行い、保護者と協力して解消に向けた取組を行う。

(3) 関係機関等との連携

学校だけで解消が難しい場合には、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)等の専門家や、医療機関、弁護士、警察等の外部機関と連携して、解消を図る。

4 重大事態への対応

いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合※3や、いじめにより相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合※4、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合には、重大事態が発生したものとして、県教育委員会の指導を受け、調査・報告にあたります。

※3 自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合

※4 年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席している場合